

京王バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和5年1月17日（火） 10:50～11:10

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 宮田、本間、佐藤、廣井、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、京王バス株式会社（以下「京王バス」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係るパブリックコメントの結果及び第1回の審議において委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① ご意見の運行ダイヤの拡充要請を踏まえ、中型車・小型車を増やそうとしているのか。また、実際に、調布市からこのようなことを言われているのか。
 - ② ご意見への回答で「自転車との競合」とあるが、都市部のため自転車への代替率が一定程度あるという理解で良いか。
 - ③ 外注費の方が高いのか。内製化した方が良いのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 要請とは直接関連はないが、都市部での運行であるため、中型車・小型車の割合が高い。また、調布市からは、議会採択を経て、陳情という形で言われている。
 - ② 事業者からは、バスは鉄道と比べ利用距離が短いため、自転車通学になった利用者は戻らないのではないかとよく聞く。また、コロナの感染回避のためバスに乗りたくないという話も、一定程度あるのではないかと思う。
 - ③ 一概には言えない。自家修繕は、基本的に部品費のみを計上し整備士の人件費は含まれない。一方、外注費は、人件費相当額も含まれている。そのため、単価

としては、外注費の方が高い。
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。